

特定非営利活動法人  
コミュニティリーダー ひゅーる ぽん  
定 款

前文

国際障害者年である1981年夏、私たちは、3人の仲間とともに、障害を持つ子どもたちのいきいきした生活と社会参加を支援していきたいという強い思いから、この団体コミュニティリーダー ひゅーる ぽんを設立した。それから今日まで、子どもたち、地域と積み重ねてきた時間の中で、私たちボランティアリーダーは、人間の尊厳に基づく人の優しさやすばらしさ、その生き方を学んだ。

私たち人間は、これまでの営みの中で、まだ、真の豊かさ、幸せ、平和を確立するに至っていない。そして、今、多くの市民がその実現に向けて動きをはじめている。豊かな市民社会を自らの手で築こうとしている。

私たちは、人間として、よく見聞きし、寄り添い、すべての人、社会の幸せのために自らの心に基づいてすすんで体を動かし、街を創造するひとりでありたいと思う。そして、子どもたち、地域の人々の心の中にともに存在するひとりでありたいと思う。将来の社会を担う青少年と共に歩むひとりでありたいと思う。さらに、そうした自発性と創造性に基づいた豊かな生き方を身をもって示すひとりでありたいと思う。

ボランティア国際年の今年、私たちは、これまでの活動をより一層推進し、子どもたち地域とともにあるために、真に豊かな社会を実現するために、多くの方々から寄せられた期待と励ましの中で、ここに特定非営利活動法人として新生することにした。私たちの崇高な理想を全うするため、以下にその定款を定める。

2001年6月2日

特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーる ぽん設立発起人一同

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽんといい、略称をNPO法人ひゅーる ぽんとする。

2 本法人の英文は、Community Leader Hull Pongとし、略称はNPO Hull Pongとする。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐南区に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 本法人は、あたたかなまちづくりをテーマに、地域に対して自発性にもとづいた多様な福祉活動、まちづくり活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 子どもたちの育ちの支援に関する事業

①上記を目的とした自主事業

②児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業、障害児等療育支援事業

(2) 障害のある人等をはじめとする成人の地域生活ならびに社会参画支援に関する事業

①上記を目的とした自主事業ならびに、福祉法令に基づく地域活動支援センター事業、就労継続支援事業などの指定事業者事業を含む福祉事業

(3) まちづくりに関する事業

(4) ボランティアおよびボランティア団体の参加・育成支援、そのための助言に関する事業

(5) 緊急・災害時の支援に関する事業

(6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法人上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人および団体。

(2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人および団体。

#### (入会)

第7条 本法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条に定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない。

#### (会費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

2 正会員、賛助会員、その他の会員の会費の額は、理事会の議決を経て定めるものとする。

#### (退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 正会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (2) 法人または団体が解散したとき。
- (3) 正会員が会費を2年以上滞納したとき。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知とともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (拠出金品の不返還)

第11条 本法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員および職員

#### (種別)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事会は、理事会の議決を経て、若干名の常務理事を置くことができる。

#### (選任等)

第13条 理事は、総会で選任する。

2 監事は、総会で選任する。

3 理事長および副理事長は、理事の互選により定める。

4 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況、または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期終了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後継者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する時は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に耐えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第18条 役員の報酬については、理事会で定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第19条 本法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および活動決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 合併
- (4) 解散
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
  - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
  - (3) 第14条の第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会議の日時および場所ならびに目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の2週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。
- 3 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった場合は、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、理事長がこの請求のときから、1ヵ月以内に会議を招集しないときは、請求をし

たもの（ただし、前条第2項第1号および第2号の場合においては、請求した者の代表者）は、会議を招集することができる。

（議長）

第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会できない。

（議決）

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（書面表決等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録による方法、または他の正会員を代理人として表決権行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第1項、第29条第1項第2号及び第45条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者または、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要と議決の結果

### (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (権限)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算の作成並びにその変更
- (2) 事務局の組織および運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他、運営に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持つて、招集の請求があった場合

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

#### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録による方法、または他の理事を代理人として表決権行使することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した理事は、前条第2項、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数および出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的記録による表決者または、表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要と議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

#### (資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

#### (資産の管理)

第39条 本法人の資産は、理事会の議決を経て理事長が管理する。

#### (会計の原則及び経費の支弁)

第40条 本法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする

2 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第41条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画および活動予算)

第42条 本法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決による。

#### (事業報告および決算)

第43条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決および、監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヵ月以内に本法人の所轄庁に提出しなければならない。

#### (剰余金の処分)

第44条 本法人の決算において、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

### 第8章 定款の変更、解散および合併

#### (定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

2 定款の変更（特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項の変更を除く。）を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届けなければならぬ。

#### (解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の過半数が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならぬ。
- 4 本法人が解散したときは、理事が清算人となる。

#### (合併)

第47条 本法人は、正会員総数の過半数が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

#### (残余財産の帰属先)

第48条 本法人が解散したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社会福祉法人に寄付するものとする。

#### (公告の方法)

第49条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、平成30年3月31日以降到来する決算日における法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第9章 雜則

#### (委員会)

第50条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。
- 3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

#### (事務局)

第51条 本法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は理事会において定める

### (実施細則)

第52条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員 年会費5千円（一口）

賛助会員 年会費5千円（一口）

3 本法人の設立当初の役員は、第13条第1項および第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成15年3月31日までとする。

理事長 川口 隆司

副理事長 山口 道子

常務理事 鰐川 幹浩

理事 免出 義樹

理事 風呂山 誠

監事 金尾 哲也

4 本法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立日から平成14年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第37条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成14年11月16日付で改訂する。

### 附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成18年6月3日付で改訂する。

### 附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成22年6月5日付で改訂する。

### 附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成24年6月9日付で改訂する。

### 附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成25年6月8日付けで改訂する。

附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成26年6月2日付けで改訂する。

附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成29年6月3日付けで改訂する。

附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成29年7月22日付けで改訂する。

附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、平成30年8月31日付けで改訂する。

附則

特定非営利活動法人コミュニティリーダー ひゅーる ぽん定款の一部を、令和2年 月 日付けで改訂する。

